

別記6

省エネルギー型ハウス転換事業

第1 事業内容

本事業は、A重油等の化石燃料を利用した加温方法に依存している施設園芸において、収量・品質等の生産性を低下させず、加温に係る化石燃料の使用量や温室効果ガスの排出量が低減可能な栽培体系（以下「省エネルギー型ハウス」という。）への転換に向けた取組を支援する。ただし、事業実施主体は、次の各項に掲げる取組のいずれかを必ず実施するものとする。

なお、本事業における用語の定義は、別添1のとおりとする。

1 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成

地域における地中熱、地下水熱、廃熱、温泉熱等の地域エネルギーの賦存量を把握するための検討会の開催、調査、マップの作成等を実施するものとする。

2 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組

(1) 検討会の開催

実証地域で慣行的に行われる栽培体系と比較して、加温に係る化石燃料の使用量、温室効果ガスの排出量の低減が可能な技術（以下「省エネルギー技術」という。）又は次号から第4号までに掲げる取組に関して意見交換を行う検討会を開催するものとする。なお、必要に応じて、先進地での調査等を実施できるものとする。

(2) 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証

省エネルギー型ハウスに取り入れる省エネルギー技術について、実証地域での効果的な使用方法や組合せ等の実証、コストを含む導入効果の分析等を行うものとする。

また、省エネルギー技術の実証と併せて行う収量・品質等の生産性の維持・向上に資する技術の実証についても実施することができるものとする。

(3) 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた農業機械等の導入等

前号の実証に必要な農業機械・設備や自家消費発電システム（以下「機械等」という。）の導入又はリース導入のほか、既存ハウスの改良を行うことができるものとする。

(4) 環境影響評価の実施

実証ほ場において導入した省エネルギー技術によるA重油等の化石燃料の使用量や温室効果ガスの排出量低減等の環境負荷低減効果の評価を行うものとする。

(5) 横展開の取組

第2号に掲げる実証の結果として得られた知見や技術等を広く普及啓発するため、マニュアルの作成や技術講習会等の情報発信を行う。なお、情報発信を行う際は、実証した省エネルギー技術や生産性の維持・向上技術、効果的に使用するための留意点、導入コスト等、普及に必要な情報を盛り込むものとする。

第2 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、次の各号に掲げるものとする。ただし、実証内容に応じて、機械メーカー等の民間事業者等も関与し、積極的に技術指導等を行う体制を整えることとする。
 - (1) 協議会
 - (2) 都道府県
 - (3) 市町村
 - (4) 農業協同組合
- 2 本事業の対象品目は、施設野菜、施設花き又は施設果樹とする。
- 3 本事業を行う意思、具体的な計画及び本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- 4 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 5 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- 6 協議会が事業実施主体となる場合は、次の要件を満たすものとする。
 - (1) 協議会は次の構成員により組織されることとし、ア及びイからエまでのいずれかは、必須の構成員とする。

なお、都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、その他民間事業者等、実証に必要な者が構成員となることを妨げない。

 - ア 農業者等
 - イ 都道府県（普及組織又は農業試験場等の公設試を含む。）
 - ウ 市町村
 - エ 農業協同組合
 - (2) 協議会は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項に係る規約を協定、規約、規定等により定めることとする。
 - ア 目的
 - イ 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局
 - ウ 意思決定の方法
 - エ 解散した場合の地位の承継者
 - オ 事務処理及び会計処理の方法
 - カ 会計監査及び事務監査の方法
 - キ その他運営に関して必要な事項
 - (3) 協議会の運営を行うための事務局を置くこと。
 - (4) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する協議会であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。

第3 交付対象経費、交付率等

- 1 交付対象経費

- (1) 交付対象経費の範囲は、別添2のとおりとする。ただし、第1第2項第3号の取組に係る経費は機械等の導入等や既存ハウスの改良に要する資機材費、借上費、通信運搬費、役務費及び雑役務費に限るものとする。
- (2) 交付対象経費のうち、第1第2項第2号及び第3号の取組に係る経費については、事業実施計画において省エネルギー型ハウスの実証を中心的に行う農業者等（農業者（農業を営む個人又は法人をいう。以下同じ。）又は農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）として位置付けられた者（以下「実証主体」という。）が行う場合も交付対象とする。

2 交付率等

(1) 交付率

本事業の交付率は定額とし、交付上限の範囲内で支援する。ただし、第1第2項第3号に係る経費の交付率は2分の1以内とする。

(2) 交付金額の上限

交付金額の上限は、次に掲げるとおりとする。

ア 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成

第1第1項の交付金額の上限は、1,500万円とする。

イ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組

第1第2項の取組に係る交付金額の上限は2,500万円とする。ただし、第1第2項第3号の取組に係る交付金額の上限は2,000万円、第1第2項第5号の取組に係る交付金額の上限は500万円とする。

3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 本要綱第10第1項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：パソコン等）の導入に要する

経費

- (8) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

第4 目標年度及び成果目標

1 目標年度

- (1) 第1第1項のみに取り組む場合は、本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度とする。
- (2) 前号以外の場合には、本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度の翌々年度とする。

2 成果目標

- (1) 第1第1項に取り組む場合の成果目標は、賦存量マップの作成及びマップ作成地域の施設園芸において活用可能性のある再生可能エネルギーを整理することとする。
- (2) 第1第2項に取り組む場合の成果目標は、第1の事業内容に応じ、品目や各省エネルギー型ハウス毎の加温に係る温室効果ガスの排出量の低減割合と、単収当たりの加温に係る温室効果ガスの排出量の低減割合を設定するものとする。

第5 留意事項

1 機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

(1) 共通

ア 第1第2項第3号の機械等の助成対象は、本事業で実施する実証に直接必要な機械等に限るものとする。ただし、自家消費発電システムを導入する場合、発電量は実証ほ場内で利用する消費電力量を上限とする。

イ 事業実施主体又は実証主体（以下「事業実施主体等」という。）は、機械等の購入先の選定に当たっては、当該機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

ウ 助成の対象となる農業機械は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとし、当該農業機械の処分制限期間において加入を継続すること。

エ 第1第2項第2号又は第3号に取り組む農業者等は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」という。）等（天災等に対する補償を含む民間の建物共済や損害補償保険等を含む。以下同じ。）、又は農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険（以下「収入保険」という。）等（天災等による収入減に対する補償を含む保険等を含む。以下同じ。）に加入すること。

オ 事業実施主体等が、国庫補助事業により農業機械の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数（大蔵省令に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の期間内における当該補助事業等の成果目標の達

成状況等を十分に考慮するものとする。

カ 原則、新品であるものとする。

ただし、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）が必要と認める場合は、中古機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

（2）機械等を導入する場合

ア 機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

イ 事業実施主体等は、本要綱第27第3項に定める財産管理台帳を作成し、事業実施主体等が実証主体である場合においては、その写しを事業実施主体（事業実施主体が都道府県である場合は都道府県知事）に提出するものとする。事業実施主体は、実証主体から提出のあった財産管理台帳の写し（事業実施主体が都道府県である場合のものを除く。）及び自らが作成した財産管理台帳の写しを、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）に対して提出するものとする。

都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）は、事業実施主体及び実証主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

（3）機械等をリース導入する場合

ア 事業実施計画に記載された事業実施主体等及び機械に係るものであること。

イ リース期間は法定耐用年数以内とすること。

ウ 国からほかに直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械であること。

エ リース料の助成額

リースによる導入に対する交付額（以下「リース料助成額」という。）については、次の（ア）又は（イ）の計算式によって算出される値（ただし、千の位未満を切り捨てる。）のいずれか小さい方とする。

なお、リース期間は、事業実施主体等がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

（ア） リース料助成額＝リース物件購入価格（税抜き）
×（リース期間／法定耐用年数）
×交付率（1／2以内）

（イ） リース料助成額＝（リース物件購入価格（税抜き）－残存価格）
×交付率（1／2以内）

オ 事業実施計画の作成に当たり、リース事業者に機械等を納入する事業者を複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締

結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

カ オの選定結果及びリース契約に基づき機械等をリース導入し、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）に対し交付金の支払申請をする際は、リース契約書の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

キ 事業実施主体等は、リース料に対する交付金の支払先として、リース事業者を指定することができるものとする。

2 契約の適正化

(1) 事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）の承認を得るものとする。

ア 委託先が決定している場合は委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

(2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。

第6 事業実施状況の報告

本要綱第30第1項の規定に基づく実施状況の報告について、都道府県以外の事業実施主体は、事業開始年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、前年度の事業実施計画（別紙様式第6号に基づき作成されたものをいう。）に定められた取組を実施した結果について、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体が都道府県である場合も同様に報告書を作成し、本要綱第30第3項の規定に基づく別紙様式第19号の実施状況報告書と併せて地方農政局長等に報告するものとする。

(1) 事業の実施状況については、事業の実施結果を記載すること。

(2) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。

(3) 前号を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策等を記載すること。

(4) 農業機械を導入した場合は、動産総合保険等の保険への加入状況が分かる資料の写しを提出すること。

(5) 賦存量マップやマニュアル等の成果物について、事業実施期間の最終年度の翌年度の事業実施状況報告時に提出すること。

第7 事業成果の評価

1 本要綱第31第1項の規定に基づく事業の評価について、都道府県以外の事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府

県知事に報告するものとする。

事業実施主体が都道府県である場合も同様に報告書を作成し、本要綱第 31 第 3 項に基づく別紙様式第 19 号の実施状況報告書と併せて地方農政局長等に報告するものとする。

- (1) 事業の実施状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
 - (2) 事業実施計画に掲げた成果目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
 - (3) 前号を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策等を記載すること。
 - (4) 第 1 第 1 項に掲げる取組に取り組んだ場合は、賦存量マップ及びマップ作成地域の施設園芸において活用可能性のある再生可能エネルギーを整理した資料を添付すること。
- 2 本要綱第 31 第 1 項の規定において、事業実施主体が別紙様式第 19 号の事業評価報告書を提出する際、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体にハイブリッド型園芸施設等や省エネ技術等の今後の展開に向けた課題等を整理した資料を併せて提出させ、地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、評価を終了することができることとする。
- (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合
 - (2) 社会経済情勢等の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
 - (3) 第 1 第 2 項に掲げる取組に取り組まない場合。ただし、成果目標の未達事由が、賦存量調査に係る準備が十分でなかった場合を除く。

第 8 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則 1 年間以内とする。ただし、賦存量調査や実証に複数年度を要するなどにより特に都道府県知事が必要と認める場合にあっては、2 年間の取組とすることができるものとする。

また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けるものとする。なお、各年度の交付決定は、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

なお、事業実施主体が都道府県である場合であって、上記のただし書の規定により 2 年間の取組とするときは、事業実施計画に事業実施期間及びその設定の考え方を明示するものとする。

2 事業成果の普及・情報発信

事業実施主体は、得られた成果物について、ウェブサイト等で広く公表するとともに、研修会の開催等を行うことで普及に努めるものとする。さらに、公表された成果物については第三者の使用を妨げないものとする。

また、農林水産省が本事業の取組内容や成果について情報発信や普及を図ろうと

する場合は、これに協力することとする。

3 管理運営

本事業により交付金を受けて購入した機械等のうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、事業実施主体等による善良なる管理者の注意をもって当該機械等を管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事を経由し、地方農政局長等の承認を受けることとする。

また、事業実施主体等は、本事業により交付金を受けて導入した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

4 都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（事業実施主体が都道府県かつ事業実施主体等が実証主体である場合は実証主体）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体（事業実施主体が都道府県かつ事業実施主体等が実証主体である場合は実証主体）を十分に指導監督するものとする。

別添1

用語の定義

1 省エネルギー型ハウス

次の各項をすべて満たす施設園芸の栽培体系をいう。

- (1) 栽培時期の変更や資材・機械等を活用した加温、保温及び温度管理方法の工夫により、実証地域で慣行的に行われる栽培体系と比較して、施設園芸の加温に係る化石燃料の使用量や温室効果ガスの排出量を低減すること。
- (2) 栽培管理技術の変更や環境制御技術等を必要に応じて活用しながら、実証地域で慣行的に行われる栽培体系と比較して、生産性を維持・向上すること。
- (3) 実証地域で普及する可能性があること。

2 農業機械・設備

本事業においては、次の省エネ機器や生産性の維持・向上に資する機械や設備をいう。

(1) 省エネ機器・設備

施設園芸において、加温に係る化石燃料の使用量や温室効果ガスの排出量の低減に資する機械又は設備をいい、ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備、地下水及び地中熱利用システム、二酸化炭素貯留・供給装置、多段式サーモ装置、循環扇、熱交換換気装置、局所加温装置、外張多重化設備、内張多層化設備等とする。

(2) 生産性の維持・向上に資する機械・設備

施設園芸において、生産性の維持・向上に資する機械又は設備をいい、炭酸ガス発生装置、高度環境制御装置、細霧冷房装置、隔離ベッド栽培装置等とする。

別添2 (第3第1項関係)

費目	細目	内容	留意事項
備品費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上とする。ただし、該当する機器等を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を締結すること。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。 電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、機械等、施設、ほ場等の借上費 	<ul style="list-style-type: none"> 機械等・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費 	
	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（USBメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等） 	<ul style="list-style-type: none"> 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な実証ほ場の設置、実証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に 	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機械等については、見積書やカタログ等を添付すること。

		係るものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体等による善良なる管理者の注意をもって当該機械等を管理する体制が整っていること。 ・当該機械等を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を締結すること。 ・資材は、物品受払簿で管理すること。
	役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費 	
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な現地調査に使用する自動車のガソリン代に係る経費 	
旅費	委員等旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議への出席、研修会等での講演や技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
謝金	謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
	原稿料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要なマニュアルの作成、研修会での講演等に必要な原稿執筆に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・原稿料の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する原稿料は認めない。
賃金		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)に係る経費及び通勤に 	<ul style="list-style-type: none"> ・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房經理

		要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	課長通知) に定めるところにより取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> • 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 • 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 • 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない
委託費		<ul style="list-style-type: none"> • 事業の実施目的である事業の一部分（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> • 委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 • 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 • 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> • 事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> • 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費 	